

# 国民年金保険料の納付が困難な方へ

平成31年度の免除申請の受付を7月より開始します

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

## ◎免除の種類

免除の種類	内容	月額保険料(注1)	老齢基礎年金の年金額への反映(注2)
全額免除	保険料の全額が免除	—	免除期間の2分の1が年金額に反映
4分の3免除	保険料の4分の1を納付	4,100円	免除期間の8分の5が年金額に反映
半額免除	保険料の2分の1を納付	8,210円	免除期間の8分の6が年金額に反映
4分の1免除	保険料の4分の3を納付	12,310円	免除期間の8分の7が年金額に反映
納付猶予 学生納付特例	保険料の全額が納付猶予	—	年金額には反映されません

(注1) 免除の申請年度により、月額保険料が異なります。

(注2) 平成20年度以前は率が異なります。

※一部免除とは、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する制度です。このため、一部保険料を納付されないと一部免除が無効(未納と同じ)になりますので注意してください。

※免除の申請は、申請月の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

## ◎対象者

- 所得の少ない方
- 失業により保険料を納付することが困難と認められたとき(離職票などの写しが必要)
- 震災・風水害・火災その他これらに類する災害を受けた方

## ◎免除された期間の保険料と年金はどうなるの?

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば追納することができます。この場合、免除などの承認を受けた年度から3年度目以降に納付するときは、経過した年数に応じて、当時の保険料に加算額を上乗せした額が追納額になります。

## ◎申請に必要なもの

年金手帳・印鑑

※失業により申請する場合は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証など

※学生納付特例を申請する場合は、在学期間のわかるもの(学生証など)

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111 内線216

## ～忘れていませんか?～

### 母子家庭等医療費受給者証の更新

母子家庭等医療費助成制度は、毎年、「受給者証」の更新が必要です。  
該当する方には案内通知を6月中旬に送付しました。

◎申請が済んでいない方は至急申請をしてください◎

申請が遅れると助成を受けられなくなる場合があります。

\*詳しくは、広報たかほま6月1日号18ページを確認してください。

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111(内線217)